

# 医療事故に関する行政評価・監視結果

## に基づく勧告

平成16年3月

総務省

### 前書き

近年、我が国の医療機関においては、医療の高度化・複雑化等を背景として、患者誤認、輸液・輸血ミス、投薬ミス等により、生命に危険を及ぼす医療事故が多数発生している。

厚生労働省は、医療安全に関する会議等の開催、医療安全対策に関する報告書等の配布、インシデント(注)事例の収集・分析及びその結果の提供を行う事業等を実施し、また、厚生労働省及び文部科学省は、それぞれ国立病院・療養所及び国立大学医学部附属病院に対し、医療安全の確保に向けた対策を講ずるよう指導している。

さらに、平成14年4月に厚生労働省医政局長及び医薬食品局長の検討会である「医療安全対策検討会議」により「医療安全推進総合対策」が取りまとめられ、これを受け、医療機関における医療事故等の院内報告の実施や安全管理のための委員会の開催等の安全管理体制の確保の義務付け等、各種の医療安全対策が進められている。

しかし、最近においても医療事故は相次いで発生しており、医療安全対策の一層の徹底が望まれている。

この行政評価・監視は、医療事故の発生を防止する観点から、医療機関における医療事故防止対策の実施状況、医療事故事例を収集・分析等する仕組みの導入に向けた取組状況、医薬品・医療用具に係る医療事故防止対策の実施状況、医療の安全に関する教育の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。

(注)「インシデント」とは、「医療安全対策検討会議」における概念整理によれば、「日常診療の場で、誤った医療行為などが患者に実施される前に発見されたもの、あるいは、誤った医療行為などが実施されたが、結果として患者に影響を及ぼすに至らなかったもの」をいう。

---

## 目次

- 1 医療機関における医療事故防止対策の推進
    - (1) 医療事故防止に係る安全管理体制の取組の徹底
    - (2) 立入検査による指導の充実
    - (3) 医療機関における「医療事故防止のための相互チェック」の実施の推進
  - 2 医療事故事例を収集・分析等する仕組みの導入
  - 3 医薬品・医療用具に係る医療事故防止対策の推進
  - 4 医療の安全に関する教育の推進
-